

土佐清水市空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の所有者及び移住者が行う住宅の機能回復のために行う改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要した費用の一部に対し、予算の範囲内において土佐清水市空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、土佐清水市補助金等交付規則（平成22年土佐清水市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 土佐清水市空き家バンクに登録されている空き家をいう。
- (2) 移住者 住所を有して原則として3年を経過しない者で、住所を有する前に本市以外に5年以上居住していた者または本市への移住を決定した者をいう。
- (3) 所有者 移住者向けの空き家を所有する者をいう。

(目的)

第3条 市は、空き家の改修等をして土佐清水市に定住しようとする移住者または所有者に対し、その改修費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用及び定住促進を図るためその事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、第2条に規定する空き家の所有者及び移住者（以下「交付対象者」とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者としな

- (1) 交付対象者が市税等の滞納者又は第15条に規定する場合
- (2) 入居者が空き家の所有者の3親等以内の親族である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた場合

(補助対象の空き家)

第5条 補助金の対象となる空き家は、次の(1)～(2)の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、モデル地区エリアの区分の場合は、全ての要件を満たすものとする。

- (1) 移住者向け住宅として土佐清水市空き家バンクに登録し、移住者向け住宅として利用する空き家
- (2) 補助金の申請年度内に改修等の完了が見込まれる空き家
- (3) モデル地区エリア

(補助対象経費及び補助限度額等)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、1件当たりの補助金の率及び限度額は表1に定める。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の対象となる経費には、改修時における家財道具等の処分費を含むものとする。家財道具等の処分のための申請は補助対象としない。

3 この補助金の交付申請は、空き家1件につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 交付対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、改修等の着手前に、土佐清水市空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書及び収支予算書、また次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 確約書
- (2) 改修等に係る見積書の写し
- (3) 改修等予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (4) 改修等予定箇所の現況写真
- (5) 当該空き家の耐震強度が確認できる書類の写し
- (6) （市税等納付確認のための）同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助条件）

第8条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間（モデル地区エリアの場合は15年間）整備・保管すること。
- (4) 補助事業により改修工事を行った住宅をこの補助金の交付の決定を受けた日から10年以内（モデル地区エリアの場合は15年以内）に移住者向け住宅使用の目的から転用し、転居し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取り壊し、売却し、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助対象者が補助事業を行った場合に、完了日から3月を経過する日までに、改修住宅に入居するものとする。
- (6) 補助事業による改修工事は、土佐清水市内に本店又は営業所等を有する業者で施工すること。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類を審査し必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、土佐清水市空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第 10 条 前条に規定する決定通知書を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は改修等を中止しようとするときは、あらかじめ土佐清水市空き家改修事業補助金変更等承認申請書（様式第 3 号）にその内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関わること。
- (2) 第 4 条から第 8 条までに規定する補助金の交付の要件等に関わること。
- (3) 第 9 条に規定する決定通知書の交付の条件に関すること。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書を承認したときは、土佐清水市空き家改修事業補助金変更承認決定通知書（様式第 4 号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 実績報告は、空き家の改修等を完了した日から起算して 30 日以内又は改修等を完了した日の属する年度の 2 月末のいずれか早い日までに、土佐清水市空き家改修事業補助金実績報告書（第 5 号様式）及び収支精算書、また次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事の請負契約に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 完成写真（改修箇所の分かるもの）
- (3) 施工内容の分かる図面及び書類
- (4) 各号に掲げるもののほか、市長が特に認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出された場合において、その内容を精査し必要に応じ現地調査を実施し、土佐清水市空き家改修事業補助金交付確定通知書により補助金の額の確定を通知（様式第 6 号）するものとする。

（補助金の交付請求及び支払い）

第 13 条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、土佐清水市空き家改修事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 代理請求及び代理受領を行う場合は、土佐清水市空き家改修事業補助金交付請求書（様式第 7 号）と代理請求及び代理受領委任状（様式第 8 号）を提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項又は、第 2 項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還等）

第 14 条 市長は、改修等をした空き家又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、期限を定め、交付決定者に表 2 に定める割合に応じて返還を命じることができる。この場合において、返還を求める金額に 1,000 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額とする。

- (1) 第 4 条及び第 6 条、第 8 条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

(暴力団等の排除)

第 15 条 市長は、申請者が土佐清水市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年 9 月 30 日規則第 26 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」）という。）に該当すると認められるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 市長は、補助金の交付決定を受けたものが排除措置対象者に該当すると認められたときは、当該排除措置対象者に係る補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、補助事業者がすでに補助金の全部又は一部を受領済であるときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

表 1

補助対象事業の区分	補助対象経費	補助限度額	補助率
(ア) 通常 (エリア限定なし)	移住者向け住宅改修にかかる経費	2,100,000 円	10 分の 10
(イ) モデル地区エリア		3,000,000 円	

表 2

(ア) 通常 (エリア限定なし)

経過年数	返済額
2 年未満	補助金の全額
2 年以上 4 年未満	補助金の 8 0 %
4 年以上 6 年未満	補助金の 6 0 %
6 年以上 8 年未満	補助金の 4 0 %
8 年以上 1 0 年未満	補助金の 2 0 %
1 0 年以上	無

(イ) モデル地区エリア

経過年数	返済額
2 年未満	補助金の全額
2 年以上 4 年未満	補助金の 8 0 %
4 年以上 6 年未満	補助金の 6 0 %
6 年以上 8 年未満	補助金の 4 0 %
8 年以上 1 0 年未満	補助金の 2 0 %
1 0 年以上 1 5 年未満	補助金の 1 0 %
1 5 年以上	無

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者住所

申請者氏名

電話番号

（申請者が所有者でない場合に記入）

所有者住所

所有者氏名

土佐清水市空き家改修事業補助金交付申請書

年度において、土佐清水市空き家改修事業を実施したいので、土佐清水市空き家改修事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 _____ 円

2 事業の内容

3 当該家屋の所在地 土佐清水市

関係書類

- (1) 確約書
- (2) 改修等にかかる見積書の写し
- (3) 改修等予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (4) 改修等予定箇所の現況写真
- (5) 当該空き家の耐震強度が確認できる書類の写し
- (6) （市税等納付確認のための）同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

1. 事業実施場所 土佐清水市

2. 家屋の所有者

3. 事業計画

事業着手予定年月日 年 月 日

事業完了予定年月日 年 月 日

事業概要	事業費 (円)	内 訳	事業実施期間
合 計			

収 支 予 算 書

収入の部

項 目	予 算 額	説 明
計		

支出の部

項 目	予 算 額	説 明
計		

上記は原本と相違ありません。

年 月 日

申請者 住所

氏名

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市空き家改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度土佐清水市空き家改修事業補助金
については、次のとおり交付することに決定したので、土佐清水市空き家改修事業補助金交
付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 _____ 円

2 補助金の交付決定額 _____ 円

3 交付の条件

- (1) 補助金を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、
速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完
了した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間（モデル地区エリアの場合は 15
年間）整備・保管すること。
- (4) 補助事業により改修工事を行った住宅をこの補助金の交付の決定を受けた日から 10
年以内（モデル地区エリアの場合は 15 年以内）に移住者向け住宅使用の目的から転用
し、転居し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取り壊し、売却し、又は担保に供してはな
らない。
- (5) 補助対象者が補助事業を行った場合に、完了日から 3 月を経過する日までに、改修住
宅に入居するものとする。
- (6) 補助事業による改修工事は、土佐清水市内に本店又は営業所等を有する業者で施工す
ること。

様式第 3 号（第 10 条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者住所
申請者氏名
電話番号
(申請者が所有者でない場合に記入)
所有者住所
所有者氏名

土佐清水市空き家改修事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった空き家改修等を下記のとおり（変更・中止）したいので、土佐清水市空き家改修事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、申請します。

記

補助金対象空き家の所在地	土佐清水市	
（変更・中止）年月日	年 月 日	
（変更・中止）の理由		
変更の内容 （※変更の場合のみ）		
改修等に要する経費（税込）	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円
添付資料	(1) 事業計画書（変更後） (2) 収支予算書（変更後）	

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市空き家改修事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度土佐清水市空き家改修事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助金を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間（モデル地区エリアの場合は 15 年間）整備・保管すること。
- (4) 補助事業により改修工事を行った住宅をこの補助金の交付の決定を受けた日から 10 年以内（モデル地区エリアの場合は 15 年以内）移住者向け住宅使用の目的から転用し、転居し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取り壊し、売却し、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助対象者が補助事業を行った場合に、完了日から 3 月を経過する日までに、改修住宅に入居するものとする。
- (6) 補助事業による改修工事は、土佐清水市内に本店又は営業所等を有する業者で施工すること。

様式第 5 号（第 11 条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

住 所
氏 名
電話番号

土佐清水市空き家改修事業実績報告書

年 月 日付け、 第 号で交付決定通知のあった 年度土佐清水市
空き家改修事業を完了したので、土佐清水市空き家改修事業補助金交付要綱第 11 条の規定によ
り、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 収支精算書
(2) 改修工事の請負契約にかかる契約書及び領収書の写し
(3) 完成写真（改修箇所の分かるもの）
(4) 施工内容の分かる図面及び書類
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

収 支 精 算 書

収入の部

項 目	精 算 額	説 明
計		

支出の部

項 目	精 算 額	説 明
計		

上記は原本と相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第 6 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市空き家改修事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった空き家の改修等に
対する補助金の交付については、次のとおり確定したので、土佐清水市空き家改修事業補助金交
付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

交付確定額 _____ 円

様式第 7 号（第 13 条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電 話 番 号

（代理受領の場合）受任者 住 所
会 社 名
代 表 者 名 印
電 話 番 号

土佐清水市空き家改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた土佐清水市空き家改修事業補助金について、土佐清水市空き家改修事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 _____ 円

※上記補助金は次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	フリガナ		
	口座名義		
2	金融機関名及び支店名		
3	口座の種類及び番号	普通 ・ 当座	No.

様式第 8 号（第 13 条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電 話 番 号

代理請求及び代理受領委任状

年 月 日付けで申請を行った業務については、土佐清水市空き家改修事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項に基づき、請求及び受領については下記の受任者（空き家改修設計又は空き家改修工事を行った事業者）に委任します。

記

上記の権限の委任を受けることを承諾します。
受任者（空き家改修設計又は空き家改修工事を行った事業者）

住 所

会 社 名 印

代表者名

確 約 書

年 月 日

土佐清水市長 様

住 所
氏 名

⑨

土佐清水市空き家改修事業補助金の補助金交付に際し、下記のとおり相違ないことを確約します。

- ・ 当該補助事業により改修工事を行った住宅を本補助金の交付の決定を受けた日から10年以内（モデル地区エリアの場合は15年以内）は移住者の居住の用に供します。
- ・ 事業終了後ただちに居住の用に供しないまたは退去された場合は、移住者向け賃貸可能な空き家として土佐清水市空き家バンクに登録及び広報します。
- ・ この補助事業による改修工事は、土佐清水市内に本店又は営業所等を有する業者で施工します。
- ・ 第14条の規定に該当した場合は、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を、補助金の返還をいたします。

記

事業対象住宅 所在地：土佐清水市

家屋所有者記入欄

申請者が本補助金を利用し、上記の内容で空き家の改修を行うこと、及び原状回復義務を免除することを承諾します。また、本補助金の事業完了日から10年間（モデル地区エリアの場合は15年間）は、補助金の目的に反して使用し、交換し、貸し付けし、売却し、又は担保に供することなく、移住者が住居の用に供すること及び退去になった場合は移住者向け賃貸可能な空き家として速やかに土佐清水市空き家バンクに登録及び広報することに承諾します。

年 月 日

住 所